

令和7年度 社会福祉法人等指導監査実施方針

1 趣旨

この実施方針は、長野県社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）及び別記に掲げる要領に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設（事業所を含む。）に対して行う指導監査（運営指導等を含む。）の基本方針、重点事項等を定める。

2 基本方針

社会福祉法人（中核市及び市が所管する社会福祉法人、町村社会福祉協議会、保育所又は幼保連携型認定こども園のみを経営する社会福祉法人を除く。以下「法人」という。）に対する指導監査は、指導監査ガイドライン（社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知））に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、法人として遵守すべき事項について運営実態等を確認し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保されるよう、必要な指導又は助言を行う。

社会福祉施設に対する指導監査は、関係法令又は通知等に定められた職員配置の基準、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者本位の質の高い福祉サービスが提供されるよう、必要な指導又は助言を行う。

指導を行った事項の履行を徹底し、再発防止を図るために、適切な改善措置が講じられるまで指導を継続する。

指導監査に当たっては、関係課や関係市町村等と連携し、より効果的かつ効率的に実施するよう努める。

3 重点事項

(1) 法人

社会福祉法人制度改革（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号））による制度の定着状況や経営状況を確認し、法人の公益性及び非営利性を確保した上で安定的に経営されるよう指導又は助言する。

ア 経営組織のガバナンスの強化

評議員及び役員の適格性、評議員会及び理事会の運営状況を確認し、内部牽制が機能して透明・公正な意思決定が行われる体制を確立するよう指導する。特に、法人業務に携わっているために適格性を欠く評議員・監事や、名目的・慣例的に選任されている評議員・役員の交替を求め、善管注意義務又は忠実義務を履行できる者で評議員会及び理事会を構成するよう指導する。

また、適正な法人運営に重要な役割を担う監事について、監査実施及び理事会への出席等の状況を確認し、牽制機能が十分に発揮されるよう指導する。

イ 財務規律の強化

予算編成、会計処理、契約及び決算等の状況を確認し、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）や法人が定める経理規程を遵守した適正かつ公正な会計・資産管理が行われるよう指導する。特に、会計管理体制が整備され、内部牽制体制が確立していることを確認するとともに、補正予算の編成や重要な契約の締結について、理事会等で適時適切に決議するよう指導する。

また、役員等関係者に対する特別の利益供与等の不適切な支出等が行われていないか確認するため、会計帳簿等の調査を徹底する。

ウ 安定的な法人経営の確保

計算書類や事業報告等で法人経営の現状を確認し、経営状況が良好ではない法人に対し、経営改善に取り組むよう指導又は助言する。

また、経営が安定し、内部留保資産の累積が見られる法人に対しては、施設の改修や再取得等の将来の費用負担に備えて必要な資金を積み立てる等、計画的な法人経営に努めるよう助言する。

エ 地域における公益的な取組の推進

地域において、少子高齢化・人口減少などの課題に起因する福祉ニーズに対応して、創意工夫をこらした多様な取組が行われるよう助言する。

(2) 社会福祉施設

指導監査の対象施設の種別に応じ、以下の事項について条例等の根拠に基づき指導又は助言する。

また、法令違反等運営に大きな問題がある場合や是正改善が図られない場合は、関係課と連携して調査を行うなど、改善に向けて合同で指導する。

ア 利用者本位のサービスの提供

利用者個々の希望や状態に応じ、十分なアセスメント及びモニタリング等の結果を踏まえて多職種が共同で福祉サービス実施計画を作成し、利用者等へのサービス提供に関する説明と同意（自己決定）により、適切に利用者本位のサービスが提供されるよう指導する。

イ 利用者の人権尊重（虐待の防止等）

虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）の取組状況を確認し、人権擁護のための取組の徹底を指導する。

また、虐待等が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報・通告する体制を整備するよう指導する。

ウ 身体拘束等の適正化

施設全体で身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を適正化するため、指針の整備、定期的な委員会の開催及び職員研修の実施等の対策を講ずるよう指導する。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、当該委員会で慎重に3要件（切迫性、非代替性、一時性）を検討し、実施状況等に係る4項目（態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由）を適切に記録するよう指導する。

エ 感染症及び食中毒の予防

新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ又はレジオネラ症等の感染症や食中毒の発生を予防するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施）を講ずるとともに、衛生管理を徹底するよう指導する。

オ 褥そうの予防及び治療

褥そうのリスクアセスメントによりハイリスク者を選定・把握し、看護と介護その他の職種が連携して発症予防に努めるとともに、発症者には適切な治療・介護が行われるよう指導する。

カ 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生の防止と適切な対応のため、指針や対応マニュアルを整備し、定期的な職員研修の実施、安全対策担当者を定める等の対策を講ずるよう指導する。事故が発生した場合は、速やかに家族等及び関係機関に報告するとともに、発生原因等の分析と十分な再発防止対策を講ずるよう指導する。

キ 苦情への適切な対応

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（平成29年3月7日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知）に基づき、苦情解決体制を整備し、苦情解決の手順を適切に実施するよう助言する。

ク 利用者預り金等の適正な管理

利用者預り金等に係る管理規程の作成、内部牽制が機能した管理（複数職員による通帳・印鑑等の保管及び出納事務）、定期的な出納状況の確認と家族等への報告等、適正に管理するよう指導する。

また、利用者が個人負担すべき費用を施設が一時的に立替払いしている場合は、適切に執行・給付確認及び精算等が行われているか確認する。

ケ 防災対策等の強化

施設の立地や構造等による地震、火山、風水害等の自然災害や事故、火災、犯罪等のリスクを正しく認識し、防災・防犯環境の整備や訓練の実施等を通じて予防・応急対策を強化し、利用者の安全確保と訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めるよう指導する。

特に、水防法による浸水想定区域内又は土砂災害防止法による土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況を確認し、必要な措置を講じるよう指導する。

コ 業務継続計画（BCP）の取組

感染症及び非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定と定期的な見直し、職員研修や訓練を定期的に行う等の取組状況を確認し、必要な措置を講じるよう指導する。

サ 適正な報酬請求等の実施

毎年報酬請求等の誤りが確認されているため、報酬改定に伴い新設された加算等の基本的な考え方や基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に行われているか確認し、適正な報酬請求等の実施に資するよう指導する。

シ 安全計画の策定等

こどもの安全を確保するため、児童福祉施設における安全の確保に関する事項についての計画（安全計画）の策定、職員研修及び訓練を定期的に行う等の取組状況を確認し、必要な措置を講じるよう指導する。

ス 福祉サービス第三者評価の受審

施設が提供する福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービス選択に資するよう、積極的に福祉サービス第三者評価を受審して評価結果を公表するよう助言する。

4 指導監査の実施計画

- (1) 社会福祉施設（要綱別表に定める施設）、介護保険施設、介護保険サービス事業所（短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護）、障害者支援施設、障害児入所施設、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当するものを含む。）

地域福祉課が作成する「一般指導監査年間実施計画表」による。

- (2) 介護保険サービス事業所（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）、障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業所
保健福祉事務所が作成する「実地指導年間実施計画表」による。

(別記)

介護保険施設等指導要領

指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領

有料老人ホーム実地検査実施要領